

## 寄附金取扱規程

### (目 的)

第1条 この規程は、公益社団法人 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会（以下、「本会」という。）が受領する寄附金に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (定義等)

第2条 この規程において寄附金とは、本会の事業ならびに運営を円滑に進めることを目的とするもので、本会の会員を含む広く一般社会より受領する寄附金をいう。

2 この規程における寄附金には、金銭のほか金銭以外の財産権を含むものとする。

### (寄附金の募集等)

第3条 本会は、常時寄附金を募ることができる。

2 寄付者は、寄附金の使途を指定することができる。ただし、指定できる使途は次の通りとする。

(1) 定款第4条第1項に定める事業

(2) 記念事業。ただし、理事会が承認した事業に限る。

3 使途を指定してから3年を経過した寄附金は、使途の指定されない寄附金とみなす。

### (受領書等の送付)

第4条 寄附金を受領したときは、遅滞なく礼状及び受領書を寄附者に送付する。

2 前項の受領書には、本会の公益目的事業に関連する寄附金である旨、寄附金額及びその受領年月日を記載する。

### (寄附金の辞退)

第5条 寄附金が次の各号に該当する場合もしくはそのおそれがある場合には、当該寄附金を辞退しなければならない。

(1) 国、地方公共団体、公益法人及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に規定する者以外の個人又は団体がその寄附により、特別の利益を受ける場合

(2) 寄附者がその寄附をしたことにより、税の不当な軽減をきたす結果となる場合

(3) 寄附金の受け入れに起因して、本会が著しく資金負担が生ずる場合

(4) 前3号に掲げる場合のほか、本会の業務の遂行上支障があると認められるもの及び本会が受け入れるには社会通念上不相当と認められる場合

### (情報公開)

第6条 本会が受領する寄附金については、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第22条第5項各号に定める事項について、事務所への備置き及び閲覧等の措置を講じるものとする。

### (個人情報保護)

第7条 寄附者に関する個人情報については、別に定める個人情報保護規程に基づき、細心の注意を払って情報管理に務めるものとする。

### (改 廃)

第8条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

### (附 則)

1. この規程の施行に関し、必要な事項は別に定める。

2. この規程は、平成30年3月3日より施行する。
3. この規程は、2021年5月8日から施行する。